

# いすみ市教育、学術及び文化の振興に 関する総合的な施策の大綱（案）



平成27年 月

い す み 市

## 第1 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されました。この法律改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携強化、そして、市長の教育行政に対する責任を明確化したうえで、市長と教育委員会の連携の下、より民意を反映した教育行政の推進を目的としています。

また、近年の教育行政は、福祉や地域振興などの一般行政との緊密な連携が必要とされ、市長と教育委員会の相互連携は必要不可欠な状況となっています。

これらの法改正の趣旨や近年の教育行政と一般行政との関わりを踏まえて、法では市長に地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育に関する施策の大綱（以下「教育大綱」という。）の策定が求められています。

このことから、いすみ市における教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的に、法第1条の3第1項の規定に基づき、教育大綱を策定するものです。

## 第2 教育大綱の性格

この教育大綱は、いすみ市の教育行政を推進するための基本方針となるものです。市長が目指す教育に対する考え方については、いすみ市第1次総合計画の後期基本計画（平成25年度～平成29年度）に示されています。この上位計画との整合性を図りながら、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を行い策定します。

## 第3 教育大綱の実施期間

法では定められていませんが、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、平成28年度から平成31年度までの4年間を実施期間とします。

なお、実施期間中であっても今後の社会情勢等の変化により、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じた見直しを行う場合があります。

平成（年度）	25	26	27	28	29	30	31	32
いすみ市第1次総合計画	いすみ市第1次総合計画後期基本計画 (H25～H29) (上位計画)							
いすみ市教育大綱	いすみ市教育大綱							

## **基本方針 1 「生きる力」を育む学校教育の充実**

---

多様な人々がともに暮らす社会にあつては、人権尊重の理念を正しく理解し、生命を大切にし、社会生活の基本的なルール、思いやりの心を身に付け、社会に貢献することが求められています。変化の激しい社会を生き抜くために、子どもたちに、確かな学力とともに豊かな人間性や健康・体力の知・徳・体の力をバランスよく身に付けることが大切です。

子どもたちが人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性や道徳的実践力を育てる道徳教育を推進します。さらに、防災活動などに取り組むことにより、お互いを支え合う心を育むことができます。

また、健全な心の発達・成長とともに健やかな体を育むためには、生涯を通してスポーツに親しむことによる体力づくりへの意識が求められています。さらに、健康な体づくりには、食に関する教育も大切となります。

### **【施策の基本的な方向性】**

#### **(1) 人権尊重教育の推進**

---

国際化、情報化、高齢化等の進展により、様々な人権問題が生じています。子どもたちが人権問題を正しく理解し、多様な人々とともに暮らしていける人権尊重の理念を基盤とした教育を推進します。

#### **(2) 道徳教育の推進**

---

道徳の教科化が進められています。子どもの豊かな情操や規範意識、生命の尊重、人間関係を築く力、思いやりの心、支え合いの心を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。

#### **(3) いじめ防止教育の推進**

---

いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いすみ市いじめ防止対策推進条例を制定し、市の責務や取り組むべき施策を明らかにします。

#### **(4) 防災教育の推進**

---

子どもたちが、災害時に適切に判断し、行動がとれるよう、各学校において、子どもたちの発達段階に応じた指導を行います。また、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度が身につくよう、防災教育を推進します。

## **(5) 健康教育の推進**

---

子どもたちが積極的にスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図ることができるよう、健康教育を推進します。

## **(6) 食育の推進**

---

学校における安全・安心な学校教育の提供や、食育の指導体制と指導内容の充実、家庭や学校給食を通じた食育の充実などにより、生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成を推進します。

また、児童生徒の朝食欠食や偏食等食生活の乱れなどに視点を置いた取組を通じて、より適切な食育や栄養教育の充実に努めます。

## **基本方針 2 確かな学力の育成**

---

変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくために、基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得が必要です。また、学んだ知識や技能を様々な領域で活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力さらに主体的に学習に取り組む態度を含めた学力を身に付けなければなりません。

また、社会のグローバル化に積極的に対応できる人材を育成することは、日本の発展にとって必要なことです。同時に、これからのいすみ市を支え発展させる人材を育成します。

### **【施策の基本的な方向性】**

#### **(1) 基礎的・基本的な学力の定着**

---

子どもたちが幅広い学力のもととなる基礎的・基本的な知識や技能を身に付けるためには、驚きや疑問、感動に出会い、問題意識が子ども自身に生まれてくるような課題解決型の授業を展開することにより、子どもたちが主体的に学びたい、意欲的に取り組みたいといった授業を実践していきます。

#### **(2) 思考力、判断力、表現力の育成**

---

これからの社会では、基礎的・基本的な知識や技能だけでなく、学んだ知識や技能を様々な領域で活用する力を身に付けることが必要です。そのため、子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うことで、思考力、判断力、表現力とともに学ぶ意欲を育成します。

#### **(3) グローバル社会で活躍できる人材の育成**

---

グローバル化に対応するためには、実践的な外国語教育を推進するとともに、日本の歴史、文化などを知ることが大切となります。国際社会で活躍するためには、自分の考えをもち、人の考えもきちんと理解しなければなりません。子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしながら、国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティを養う教育を推進します。

#### **(4) 地域社会の活性化に貢献できる人材育成**

---

小学校段階からの地域の産業や人材を活用した体験学習や社会人との交流などを通じて、子どもたちの勤労観・職業観を育み、地域を支える人材の育成を推進します。

また、地域の産業の担い手の育成に向け、農業・漁業関係者と連携し、当該産業に関する説明や体験等を行うなど、農業・漁業に対する理解促進を図ります。

## **基本方針3 信頼される質の高い教員の育成と学校づくり**

---

子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成するためには、質の高い教育を実現することが必要となります。

教員自らが児童生徒の規範であるという使命感や責任感を持つとともに、実践的指導力、高度な専門的知識など、指導力の向上に取り組むことが必要です。

また、複雑かつ多様な課題に対応できるよう、教職員の研修体制の充実により教員の質と教育力の向上を図ることが必要となります。このため、確固たる教育観と具体的な方針を有する校長のリーダーシップの下、「チーム学校」を確立し、教員が互いに切磋琢磨していく環境づくりを進めることが重要です。

学校は、全ての子どもが社会的に自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う人間形成の場であり、保護者や地域住民の期待を受け止め、社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応できるよう、学校の特色づくりや魅力の向上に取り組むことが重要です。このため、学校・地域・家庭の連携を図り、地域に開かれた学校づくりを進め、保護者や地域住民が学校運営に参画する機会を拡大することが必要となります。

### **【施策の基本的な方向性】**

#### **(1) 校長のリーダーシップの下、「チーム学校」の確立**

---

信頼される学校をつくるために、学校は保護者や地域の期待に責任を持って応えなければなりません。そのためには、校長がリーダーシップを発揮し、「チーム学校」を確立し、教員が互いに切磋琢磨していく環境づくりに努めます。

#### **(2) 地域との連携の推進**

---

校長の学校経営において、外部の専門家や地域の力を積極的に取り入れることが重要となります。学校は学校評議員の協力を得て開かれた学校づくりを進め、さらに、青少年問題協議会や地元の自治会など、地域と連携した教育活動を進めるようにします。

また、学校が地域に協力することで、学校と地域の連携がより深まります。地域行事に学校施設を開放したり、多くの子どもたちを地域行事に参加させたりすることで学校と地域との連携を推進します。

#### **(3) 教員の資質・能力の向上**

---

教員自らが児童生徒の規範であるという使命感や責任感を持つとともに、課題探求型の学習、協働的な学びなどの新たな学びを展開するための実践的指導力の向上などを目的とした研修や、若手教員が中堅・ベテラン教員から指導ノウハウを継承できる校内での授業研究などの充実により、子どもたちや保護者に信頼される教員の育成に努めます。

#### **(4) 特別支援教育の推進**

---

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるようにするとともに、共生社会を形成する基礎となる特別支援教育の一層の推進に努めます。

#### **(5) 教員の負担軽減と学校問題解決の支援**

---

教員の負担軽減のため、学校における業務を見直し、各業務間の有機的な関連づけによる業務全体のスリム化や、人材の配置等を進めます。

また、学校における問題の解決に向けて、専門的知見をもった人材による指導助言を行う体制を構築するなど、学校を支援する体制の充実を図ります。

#### **(6) 安心・安全な学校づくり**

---

子どもたちの安心・安全のため、学校施設や通学路の安全確保が必要となります。学校施設の耐震補強や大規模改修を計画的に進めます。また、子どもたちが交通事故に遭わないように通学路の安全確保に努めます。

## **基本方針 4 生涯学習社会の構築**

---

市民が、生涯のいつでもどこでも、自由に学習機会を選択し学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会を構築するため、学校や公民館、岬ふれあい会館等を拠点に、関係機関が連携・協働して、市民が必要としている情報を適宜提供できる体制づくりが重要です。学校で学んだことを「学校」だけで終わらせず、文化活動やスポーツ活動など、生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりが、地域の文化の発展に寄与することとなります。

### **【施策の基本的な方向性】**

#### **(1) 生涯学習活動の充実**

---

市民の生きがいとなる文化・学習活動への関心が高いことから、多様な学習機会が選択できるような体制づくりを進めていきます。

#### **(2) 文化財の保護と活用**

---

市内には文化財の指定を受けた史跡や、無形文化財の指定を受けた郷土芸能などがあります。しかし、価値観の多様化により文化財の維持や保存、継承が年々難しくなってきました。文化財に対する保護意識の醸成のため、市民への啓発や伝統文化を継承する人材の育成や体制づくりを推進していきます。

#### **(3) 市民スポーツの振興**

---

市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持、増進や地域との交流を広められるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められます。そのため、スポーツを安心・安全に行うことができるよう、各施設の管理運営や指導に携わる人材の確保・育成を推進します。



## **基本方針5 子ども子育ての支援**

---

誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが伸び伸びと健やかに成長することができる環境づくりを推進します。

子どもたちの健やかな成長のために、関係機関と小・中学校とのより一層の連携が必要となります。子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤づくりを図ります。

### **【施策の基本的な方向性】**

#### **(1) 家庭教育の支援**

---

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

子育てや家庭教育を支える環境の変化により、子育て中の親が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。こうした家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るため、学校、地域、家庭がそれぞれ相互に協力・協働して支援します。

#### **(2) 虐待の防止や相談体制の充実**

---

児童虐待防止の取組に当たっては、子どもの安全を第一に、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。いじめや児童虐待、子育ての不安など、子どもに関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を活用するとともに、いすみ市要保護児童対策地域協議会との連携強化を推進します。